

# その疑問、 解決します！

Q&A

公	害	健	康	被	害	の	
補	償	等	に	関	す	る	
	法	律	の	手	引	き	書





## は じ め に

昭和 62 年 9 月に「公害健康被害補償法」が改正され、「公害健康被害の補償等に関する法律」として、昭和 63 年 3 月に施行され、35 年以上が経過しました。

この改正以降は、大気汚染による健康被害者の新たな認定を行わないこととなり、現在、愛知県では、認定された方の半数が 60 歳以上の高齢者となっています。

このたび公害健康被害の補償等に関する法律の手引き書の全面改訂を行いました。

この機会に、公害健康被害の補償等に関する法律に定められている制度について、ご家族と一緒に改めてご確認いただき、日頃の療養及び手続きの参考にしていただければ幸いです。

令和 7 年 1 月 30 日

愛知県環境局環境政策部水大気環境課



# 目 次

## 認定関係

- 問1 新規の認定申請はできますか。
- 問2 東海市外へ転居した場合は被認定者ではなくなりますか。
- 問3 認定疾病の追加や病名の変更はできますか。
- 問4 認定の更新とはなんですか。
- 問5 認定更新の手続き方法はどうすればよいですか。
- 問6 認定疾病の有効期間満了日までに認定の更新の手続きをしないとどうなりますか。
- 問7 認定更新時や障害の程度(等級)の診査時の医学的検査はどこで受けることができますか。
- 問8 入院中又は寝たきりの状態であるため、医学的検査が受けられません。どうしたらよいですか。
- 問9 最近症状もなく、ほとんど病院に行ってないので手帳を返したいのですが、どうしたらよいですか。
- 問10 被認定者が死亡しました。何か手続きはありますか。

## 補償給付

- 問11 公害健康被害の補償としてどのような給付がありますか。
- 問12 療養の給付とはなんですか。
- 問13 療養費とはなんですか。
- 問14 東海市以外の他の地域でも公害医療手帳を提示して診察や治療が受けられますか。
- 問15 認定疾病と合わせて、他の疾病的治療を受けられますか。
- 問16 介護老人保健施設や特別養護老人ホームで認定疾病の治療を受けましたが、療養の給付の対象になりますか。
- 問17 療養手当とはなんですか。
- 問18 療養手当の請求書を提出したものの、支給されない月があります。どうしてですか。
- 問19 療養手当の請求を忘れていたので、他の月とあわせて、まとめて請求してもよいですか。

- 問20 障害補償費とはなんですか。
- 問21 障害の程度(等級)の診査とはなんですか。
- 問22 障害の程度(等級)の診査の手続きはどうすればよいですか。
- 問23 最近病状が悪くなってきたので、等級を上げて欲しいのですがどうしたらいいですか。
- 問24 現在、級外ですが、病状が悪化したので障害補償費の請求をすることができますか。
- 問25 障害補償費の支給期間はいつまでですか。
- 問26 遺族補償費とはなんですか。
- 問27 遺族補償費は誰がもらえますか。
- 問28 遺族補償費をもらえなくなるのは、どんなときですか。
- 問29 遺族補償一時金とはなんですか。
- 問30 遺族補償費などの支給条件で「被認定者によって生計を維持されていた」というのは、どういうことですか。
- 問31 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料における「給付率」とはなんですか。
- 問32 「起因死亡」とはなんですか。
- 問33 葬祭料とはなんですか。
- 問34 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料を請求できる期間は定められていますか。
- 問35 遺族補償費や葬祭料の請求は、どのようにすればよいですか。
- 問36 被認定者が死亡しました。まだ受領していない障害補償費などがあります。請求できますか。
- 問37 障害補償費や療養手当などの補償給付の支給日はいつですか。
- 問38 障害補償費、療養手当などの振込みを受け取る金融機関を変えたいのですが、どうしたらよいのですか。

### 公害保健福祉事業

- 問39 公害保健福祉事業とはどのような事業ですか。
- 問40 リハビリテーション事業とはなんですか。
- 問41 家庭療養指導とはなんですか。
- 問42 予防接種費用助成事業とはなんですか。

## 不服申立て

問43 障害の程度(等級)の診査や補償給付の支給決定に不服がある場合には、どうしたらよいですか。

## 各種申請書・届出

問44 申請書、届出などの用紙はどこでもらえますか。

- 認定更新申請書の記載例
- 障害補償費診査書の記載例
- 療養手当請求書の記載例
- 愛知県の公害健康被害補償制度に関する問い合わせ先





## 問1

### 認定関係

新規の認定申請はできますか。

答

公害健康被害補償制度の根拠となる「公害健康被害補償法」が昭和 62 年 9 月に改正(昭和 63 年 3 月 1 日から実施)され、それまで大気汚染地域として指定されていた指定地域の全てが解除されました。この改正により、昭和 63 年 3 月 1 日以降、新規の認定申請はできなくなりました。

## 問2 認定関係

東海市外へ転居した場合は被認定者ではなくなりますか。

答

認定されている方(被認定者)は、居住地に関係なく認定疾病が治ゆするまで補償されます。

例えば、東海市から豊橋市や鹿児島県に転居されても、愛知県の被認定者として、引き続き補償給付が受けことができ、認定疾病が治る見込みがないときは認定の更新も受けられます。

しかし、東京23区の一部や大阪市、名古屋市南部などの別の旧指定地域内に転居された場合は、その転居先の地方公共団体が認定更新や補償給付などの事務を行いますので、認定知事等の変更届出が必要となります。

いずれの場合も転居される場合は、知多保健所又は水大気環境課にご連絡ください。

## 旧指定地域一覧

(詳細は、知多保健所又は水大気環境課におたずねください。)

都道府県	指定地域
千葉	千葉市(南部臨海地域)
東京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 品川区 大田区 目黒区 渋谷区 豊島区 北区 板橋区 墨田区 江東区 荒川区 足立区 葛飾区 江戸川区
神奈川	横浜市(鶴見臨海地域) 川崎市(川崎区 幸区)
静岡	富士市(中部地域)
愛知	名古屋市(南部地域) 東海市(北部、中部地域)
三重	四日市市(臨海地域及び旧三重郡楠町)
大阪	大阪市 豊中市(南部地域) 吹田市(南部地域) 守口市 東大阪市 八尾市 堺市(西部、中部地域)
兵庫	神戸市(臨海地域) 尼崎市(東部、南部地域)
岡山	倉敷市(水島地域) 玉野市(南部臨海地域) 備前市(片上湾周辺地域)
福岡	北九州市(洞海湾沿岸地域) 大牟田市(中部地域)

注:指定地域の市町(区)の名称は、令和7年10月末現在

### 問3 認定関係

認定疾病の追加や病名の変更はできますか。

答

昭和 63 年 3 月 1 日以後は新規認定ができないため、既に認定されている指定疾病に他の旧指定疾病を併発した場合、又は他の旧指定疾病に変わった場合でも病名追加、病名変更はできません。

ただし、認定更新時に、認定疾病の病像の変化により、認定疾病が他の旧指定疾病に変わっていること、又は旧指定疾病を併発していることが認められ、かつ、認定疾病と病像の変化により起こった旧指定疾病との医学的関連性が認められる場合は、現在の認定疾病名での認定の更新がされることとなり、公害医療手帳の認定疾病の名称の欄に、次のように記載されます。

＜例＞慢性気管支炎(病像の変化により、肺気しゅを併発)

ぜん息性気管支炎(病像の変化により、気管支ぜん息に変更)

なお、旧指定疾病とは、「①慢性気管支炎、②気管支ぜん息、③ぜん息性気管支炎、④肺気しゅ」です。

## 問 4 | 認定関係

認定の更新とはなんですか。

答

認定されている方の認定疾病が、定められた有効期間(公害医療手帳に認定の有効期間が記入してあります)内に治る見込みがない場合(※)に、認定の有効期間満了後においても被認定者の取扱いを継続するための手続きを、認定の更新といいます。

【認定の有効期間は3年です。】

※ 例えば、定期的に受診し、治療を続けている方があてはまります。

## 問 5 | 認定関係

認定更新の手続き方法はどうすればよいですか。

答

認定の有効期間満了前に、認定疾病が治る見込みがない場合は、有効期間の満了する日の属する月の3か月前から、更新の申請をすることができます。

有効期間が満了する3～4か月前に、知多保健所から「認定更新申請書」を送付します。申請される方は、認定更新申請書に所定の事項を記入し、主治医に「主治医診断報告書」を記入してもらったうえ、すみやかに知多保健所に提出してください。

知多保健所では、申請書を受け付けると医学的検査の検査通知票を発行しますので、指定検査機関(問7)ですみやかに必要な検査を受けてください。なお、一定の条件を満たす医療機関であれば、指定検査機関以外でも医学的検査を受けていただくことができます。

## 問 6 認定関係

認定疾病の有効期間満了日までに認定の更新の手続きをしないとどうなりますか。

答

認定の更新の申請は、認定疾病の有効期間満了前に行う必要がありますので、申請を忘れて有効期間が満了してしまった場合、認定は失効します。公害医療手帳で有効期間を確認し、更新手続きを忘れないよう十分にご注意ください。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り認定更新の申請をすることができます。該当されると思われる事情がある場合は、速やかに知多保健所にご連絡ください。

### 【注意】

公害健康被害補償制度の根拠となる「公害健康被害補償法」が昭和62年9月に改正され、昭和63年3月1日以降、新規の認定申請はできなくなりました。したがって、一度認定が失効すると再度認定することは一切できません。

## 問 7

### 認定関係

認定更新時や障害の程度(等級)の診査時の医学的検査はどこで受けることができますか。

答

医学的検査は、指定検査機関の「公立西知多総合病院(健康管理センター)」又は、次の1から3の要件をすべて満たす医療機関(※)で受けていただきます(県外で検査を受けられる場合も同様)。

- 1 認定疾病の治療を受けている医療機関であること  
(新たに認定疾病の治療を受ける医療機関を含みます)。
- 2 必要な項目の医学的検査が実施できる医療機関であること。
- 3 次による肺機能検査が実施できる医療機関であること。
  - ア 「呼吸器ガイドライン」(日本呼吸器学会)に準拠して行うこと。  
ただし、予測肺活量は、ボールドワイン式によって求めること。
  - イ 肺機能検査における測定は、臨床検査技師が行うこと。

※ 指定検査機関以外で検査を受ける場合は、必要な書類をお渡ししますので、必ず知多保健所にお申し出ください。

<公立西知多総合病院> 所在地:東海市中ノ池3丁目1丁目1番地  
名鉄河和線 加木屋中ノ池駅 北口 徒歩3分  
名鉄加木屋中ノ池駅北口から病院2階までアクセス通路で直結しています

## 問8 | 認定関係

入院中又は寝たきりの状態であるため、医学的検査が受けられません。どうしたらよいですか。

答

身体の状況が悪いなど、どうしても医学的検査を受けることができない事情がある場合には、知多保健所にご相談ください。

## 問9

### 認定関係

最近症状もなく、ほとんど病院に行ってないので手帳を返したいのですが、どうしたらよいですか。

答

認定疾病が治ゆしたときは、すみやかに治ゆの届出をしなければなりません。届出の用紙は知多保健所に用意しています。

公害医療手帳は治ゆの届出に併せて返還してください。

また、認定を辞退したい場合は、辞退届を知多保健所に提出してください。

なお、公害医療手帳を返還した場合は、再び認定を受けることはできません。

## 問10 | 認定関係

被認定者が死亡しました。何か手続きはありますか。

答

被認定者が亡くなった場合、手続きの説明及び必要な書類をお送りしますので、すみやかに知多保健所へご連絡ください。

特に、障害補償費を受給されている方が亡くなった場合、亡くなつた月をもって障害補償費の支給を停止する必要があります。連絡が遅れたことにより、亡くなった翌月以降の障害補償費の支払いが行われてしまつた場合には、ご遺族に返還をお願いすることになりますので、十分にご注意ください。

<提出書類>

- 1 死亡届(様式)
- 2 死亡診断書の写し
- 3 公害医療手帳

## 問11 補償給付

公害健康被害の補償としてどのような給付がありますか。

答

認定されている方又はそのご遺族などに支給される補償給付は、次の7種類です。

- 1 療養の給付及び療養費
- 2 障害補償費
- 3 遺族補償費
- 4 遺族補償一時金(遺族補償費が支給されない場合)
- 5 児童補償手当(現在では対象者がいません。)
- 6 療養手当
- 7 葬祭料

## 問12 補償給付

療養の給付とはなんですか。

答

療養の給付とは、被認定者が、公害医療機関に公害医療手帳を提示することで、治療費を支払うことなく、認定疾病の診察や治療を受けることをいいます。療養の給付には、次のようなものがあります。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

また、公害医療機関とは、①健康保険法に基づく指定を受けた病院・診療所、薬局、②生活保護法に基づく指定を受けた病院・診療所、老人保健施設、薬局、指定(老人)訪問看護事業者、③環境省令で定めるもので、具体的には健康保険法に規定する特定承認保険医療機関と指定訪問看護事業者をいいます。

## 問13 補償給付

療養費とはなんですか。

答

療養費は、何らかの理由により、被認定者自身が医療機関に認定疾病の治療に係る医療費を支払った場合に、その費用を請求するもので、療養の給付に代えて行われるものです。

緊急その他やむを得ない事情で、公害医療機関以外の医療機関で認定疾病の診察などを受けた場合や公害医療機関を辞退した医療機関で受診した場合などが該当します。また、看護料なども療養費に含まれます。療養費を請求される場合は、知多保健所にご相談ください。

## 問14 補償給付

東海市以外の地域でも公害医療手帳を提示して診察や治療が受けられますか。

答

被認定者にお渡ししている公害医療手帳は、全国の公害医療機関で使うことができます（全国ほとんどの医療機関が公害医療機関に指定されています）。外出や旅行の際にも必ず携帯してください。

なお、受診された医療機関がこの制度を知らない場合は、水大気環境課（49 ページ）へ連絡するように伝えてください。

## 問15 補償給付

認定疾病と合わせて、他の疾病の治療を受けられますか。

答

公害医療手帳を提示して療養の給付を受けることができるのは、認定疾病に限られます。認定疾病以外の疾病的治療は、公害医療手帳ではできないため、健康保険など各種社会保険制度などにより治療を受けることになります。

## 問16 補償給付

介護老人保健施設や特別養護老人ホームで認定疾病の治療を受けましたが、療養の給付の対象になりますか。

答

### 1 介護老人保健施設及び介護医療院の場合

上記施設は、疾病、負傷などにより、介護が必要な老人を対象とする施設であり、医師が常駐していますので診察などを受けることができます。認定疾病の診察などを受けた場合は、公害医療機関であれば療養の給付の対象となり、公害医療機関でなければ、療養費の支払い対象になります。

### 2 特別養護老人ホームなどの場合

特別養護老人ホームなどは、公害医療機関ではありませんので、通常は診療などを受けられません。しかし、施設に医師がいる場合や施設に医師が往診した場合は、認定疾病の診療などを受けることができ、療養の給付などの対象となりますので、施設に依頼してください。

なお、施設がこの制度を知らない場合は、水大気環境課へ連絡するように伝えてください。

## 問17 補償給付

療養手当とはなんですか。

答

療養手当は、入院に必要な諸雑費や通院に必要な交通費などにあ  
てるため、認定疾病の治療を受けている被認定者の請求に基づいて  
支給されるものです。

療養手当は、1か月のうち、入院(認定疾病を起因とするもののみ)  
を要した日数が 1 日以上、又は通院(介護老人保健施設入所中に認  
定疾病の治療を受けた場合や、他の疾病で入院中に認定疾病の治療  
を受けた日数も含む)を要した日数が4日以上ある場合にその日数  
に応じて支給されます。

なお、療養手当請求書の書き方は 48 ページを参照してください。

## 問18 補償給付

療養手当の請求書を提出したものの、支給されない月があります。どうしてですか。

答

療養手当は、認定疾病の治療を受けた、入院や通院の日数に応じて請求できます。支給に当たっては、請求書に記載された入院、通院の日数と医療機関から提出される認定疾病の当該診療月の診療日数を照合し、確認のうえ支給します。

したがって、通院の日数が3日以内である場合や、他疾病の治療の日数による請求には支給できません。

また、医療機関から提出される診療日数の証明が遅れた場合などには、療養手当の支給が遅れことがあります。

なお、翌月の20日までに療養手当請求書を知多保健所に提出いただき、支給に該当すると確認された方には、翌々月の原則13日に支払われます。

## 問19 補償給付

療養手当の請求を忘れていたので、他の月とあわせて、まとめて請求してもよいですか。

答

療養手当は、月を単位として、被認定者が請求することとなっており、請求できる期間は、診療を受けた翌月1日から2年以内です。

支給要件に該当する方は、翌月の20日までに、療養手当請求書を知多保健所に提出してください。

まとめて提出することも可能ですが、まとめて提出される方の請求書に記載の日数と医療機関が提出した日数の証明が不一致となる事例が多発しています。請求誤りを防ぐためにも、原則、その月ごとに請求書は提出してください。

また、療養手当請求書は、毎年5月頃、被認定者のご自宅へ1年分をまとめてお送りしていますが、足りなくなった場合は、知多保健所又は水大気環境課に連絡してください。

## 問20 | 補償給付

障害補償費とはなんですか。

答

障害補償費は、被認定者の障害の程度が一定程度(特級・1級・2級・3級)に該当する場合に支給されます。

障害の程度は、日常生活の困難度及び労働力の喪失度などに基づいて、特級・1級・2級・3級の4つの等級に区分されています。

障害補償費の額は、毎年度、国が労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、性別、年齢階層別に区分した障害補償標準給付基礎月額を定め、これに障害の程度に応じた率(給付率)を乗じて得た額とされています。なお、特級には介護を要する状態にあることから、介護加算があります。

## 問21 補償給付

障害の程度(等級)の診査とはなんですか。

答

障害補償費を受給している方は、認定疾病による障害の程度について、毎年、診査を受けなければなりません。特段の理由なく、定められた期日までに診査を受けない場合、障害補償費の支給を一時差し止めますので、あらかじめご了承ください。

また、この診査の結果、認定疾病の病状が改善していると認められると、障害等級が3級から級外に下がったり、状態が悪化していると判断された場合には3級から2級へ等級が上がるなど、等級が変わることがあります。

## 問22 補償給付

障害の程度(等級)の診査の手続きはどうすればよいですか。

答

障害補償費を受給されている方には、知多保健所から診査をする月の3~4か月前にお知らせするとともに、「障害補償費診査書」を送付しますので、所定事項を記入し、主治医に「主治医診断報告書」を記入してもらったうえ、すみやかに知多保健所に提出してください。

保健所では、診査書を受け付けると医学的検査の検査通知票を発行しますので、すみやかに必要な検査を指定検査機関でうけてください。

なお、障害補償費診査書の所定の事項の書き方は、47 ページを参照してください。

## 問23 補償給付

最近病状が悪くなってきたので、等級を上げて欲しいのですがどうしたらいいですか。

答

障害補償費の額の改定請求をすることができます。病状が悪化し、障害の程度が重くなったと思われる場合には、知多保健所にご相談ください。

公害健康被害認定審査会による診査で、障害の程度が重くなり、昇級が適当と認められた場合は、改定された日の属する月の翌月（決定通知の日付の翌月）から障害補償費の額が改定されます。

※ 等級ごとに環境大臣が定める基準があり、症状が悪くなったとしても、その基準を満たしているとは認められない場合には、等級を上げることはできません。

## 問24 補償給付

現在、級外ですが、病状が悪化したので障害補償費の請求をすることができますか。

答 病状が悪化し、その状態が継続し、一定の障害の程度に該当すると思われる場合には、障害補償費の請求をすることができますので、知多保健所にご相談ください。

診査で、障害の程度が重くなったと認められた場合は、請求された日の翌月分から障害補償費が支給されます。

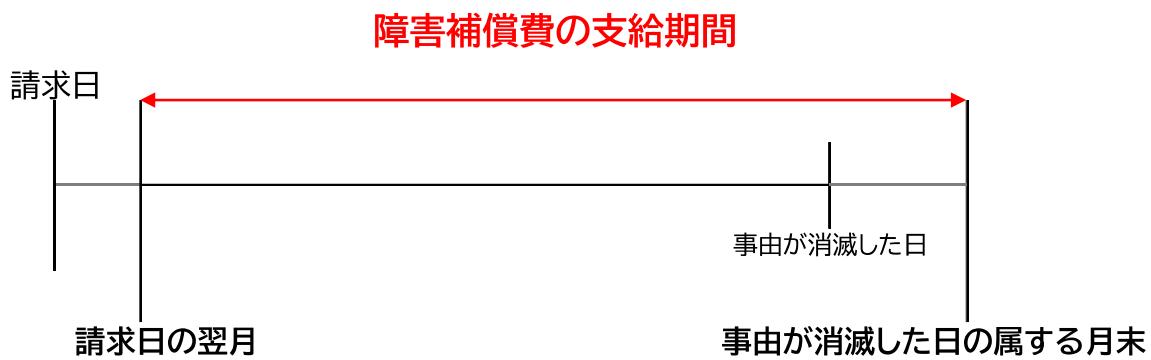
## 問25 補償給付

障害補償費の支給期間はいつまでですか。

答

障害補償費の支給期間は、請求があった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月までです。

「支給すべき事由が消滅した」とは、被認定者が治ゆした場合、認定を辞退した場合、級外になった場合や死亡した場合などです。



例: 令和7年12月31日に請求をし、令和10年12月31日に事由が消滅した場合

↓

請求の翌月→令和8年1月 事由が消滅した日が属する月→令和10年12月  
この場合、支給期間は令和8年1月から令和10年12月となる

## 問26 補償給付

遺族補償費とはなんですか。

答

遺族補償費は、被認定者が、認定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族の請求に基づき、請求のあった翌月から 10 年間を限度として支払われるものです。認定疾病に起因して死亡したか否かについては公害健康被害認定審査会の審査を踏まえて決定されます。

遺族補償費の額は、毎年度国が、労働者の賃金水準、被認定者が死亡しなければ通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、性別・年齢階層別に区分して遺族補償標準給付基礎月額が定められています。

## 問27 補償給付

遺族補償費は誰がもらえますか。

答

遺族補償費は、被認定者の死亡当時又は認定当時に被認定者によって生計を維持されていた方に支給されるもので、次の1～6のいずれかに該当する者のうち、最も上位の方に支給されます。

1 妻又は60歳以上の夫(事実上の婚姻関係を含む。)

2 60歳以上又は18歳未満の子

3 60歳以上の父母

4 60歳以上又は18歳未満の孫

5 60歳以上の祖父母

6 60歳以上又は18歳未満の兄弟姉妹

なお、遺族補償費受給中に受給者が18歳に達した場合、配偶者が再婚した場合、死亡した場合などには、その時から次の順位の方に対して遺族補償費が支給されます。

## 問28 補償給付

遺族補償費をもらえなくなるのは、どんなときですか。

答

遺族補償費は、支給開始から10年経過すると支給を終了します。

また、受給されている方が次の1～5に該当することになった場合は、受給資格がなくなりますので、知多保健所にご連絡のうえ、遺族補償費不支給事由該当届をすみやかに提出してください。

- 1 死亡したとき。
- 2 婚姻(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)をしたとき。
- 3 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが事実上養子縁組と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
- 4 離縁によって、死亡した被認定者との親族関係が終了したとき。
- 5 子、孫又は兄弟姉妹であって、18歳に達したとき。

また、遺族補償費の受給資格の確認のため、毎年4月～5月頃に戸籍謄本を提出するよう通知を送付しますので、お手元に届きましたら、定められた期日までに水大気環境課へ提出してください。

## 問29 補償給付

遺族補償一時金とはなんですか。

答

遺族補償一時金は、被認定者が、認定疾病に起因して死亡した場合で、遺族補償費の受給要件を満たす遺族がいないときに支給されるもので、1~10 のいずれかに該当する方のうち、最も上位の方に支給されます。

- 1 配偶者
- 2 被認定者の死亡当時その者によって生計を維持していた次の者
  - (1)子 (2)父母 (3)孫 (4)祖父母(請求順位は(1)→(4))
- 3 被認定者の認定当時その者によって生計を維持していた次の者
  - (1)子 (2)父母 (3)孫 (4)祖父母(請求順位は(1)→(4))
- 4 2に該当しない次の者
  - (1)子 (2)父母 (3)孫 (4)祖父母 (5)兄弟姉妹(請求順位は(1)→(5))

一時金の額は、遺族補償標準給付基礎月額の36か月分です。

## 問30 補償給付

遺族補償費などの支給条件で、「被認定者によって生計を維持されていた」とは、どういうことですか。

答

生計維持関係とは、その人の収入によって日常生活の全部又は一部が営まれており、その人の収入がなければ通常の生活ができなくなる状態が通常であることをいいます。

遺族補償費などの支給については、亡くなった被認定者と遺族(請求者)との間に生計維持関係が有ることが要件とされています。

なお、「生計維持関係」の証明をするために、請求者と家族全員の所得証明書が必要です。

## 問31 補償給付

遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料における、「給付率」とはなんですか。

答

遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して死亡(起因死亡)したと認められる場合に支給します。

ただし、他の疾病を併発して亡くなった場合のように、死亡にかかる他の原因がある場合には、それらを考慮して、支給のための給付率を決定します。給付率は、100%、75%、50%です。

なお、死因と認定疾病には関連性が認められないと審査された場合、遺族補償費などは支給されません。

## 問32 補償給付

「起因死亡」とはなんですか。

答

起因死亡とは認定疾病に起因した死亡のことで、次の1～3の場合が該当します。

- 1 認定疾病の増悪により死亡した場合
- 2 続発症(認定疾病を原疾患として二次的に起こりうる慢性肺性心、肺線維症、気管支拡張症、肺炎、自然性気胸など)により死亡した場合
- 3 その他、認定疾病又はその続発症が有力な死亡原因であったと考えられる場合

### 問33 補償給付

葬祭料とはなんですか。

答

葬祭料は、被認定者が認定疾病に起因して亡くなった場合、その葬祭(葬儀)を行う方に対して、葬祭に必要と認められる費用を支給するものです。

他の保険等から同種の費用が支給された場合は、その金額は差し引かれます。

## 問34 補償給付

遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料を請求できる期間は定められていますか。

答

遺族補償関係の給付を請求できる期間は、被認定者が亡くなったときから起算して、2年を経過するまでの間です。

## 問35 補償給付

遺族補償費や葬祭料の請求は、どのようにすればよいですか。

答

請求する場合は、請求書と一般的に次の書類が必要です。

- 1 請求者と亡くなった被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本
- 2 請求者が亡くなった被認定者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- 3 請求者が被認定者の亡くなった当時、その者によって生計を維持していたことを証明することができる書類
- 4 葬祭料にあっては、請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

詳しくは、知多保健所にご相談ください。

## 問36 補償給付

被認定者が死亡しました。まだ受領していない障害補償費などがあります。請求できますか。

答

補償給付を受けることができる被認定者が亡くなったために、まだ支払を受けていない補償給付を「未支給の補償給付」といいます。未支給の補償給付は、被認定者本人が亡くなる前に、すでに支払いの請求をしていた場合に限り、ご遺族が受領することができます。受給の対象となる方の範囲は、次の1～6に該当し、かつ被認定者の死亡の当時、生計を同じくしていた方です。

1 配偶者

2 子

3 父母

4 孫

5 祖父母

6 兄弟姉妹

請求手続きについては、知多保健所にご相談ください。

## 問37 補償給付

障害補償費や療養手当などの補償給付の支給日はいつですか。

答

- 1 障害補償費と遺族補償費は、偶数月(2、4、6、8、10、12)の13日を支給日としており、支給月の前2か月分を金融機関への振込みにより支給しています。
- 2 療養手当は、原則として請求のあった月の翌月の13日に振り込みますが、事務手続の関係で遅れる場合もありますので、ご承知ください。
- 3 1と2の支給日が金融機関の休業日(土曜日、日曜日、祝日)に当たる場合は、その前日に支給します。
- 4 遺族補償一時金と葬祭料は、公害健康被害認定審査会の審査を踏まえ、支給が決定され次第の支払となります(審査には時間を要しますのでご了承ください)。
- 5 未支給の補償給付は、内容を確認後、支給要件を満たしていることを確認次第お支払いします。

## 問38 補償給付

障害補償費、療養手当などの振込みを受け取る金融機関を変えたいのですが、どうしたらよいですか。

答

各種補償給付費を受け取る金融機関、口座番号などを変更されるときは、すみやかに知多保健所へ連絡し、口座変更届と通帳の写しを提出してください。

届出が遅れると、旧口座への振込になったり、振込みができないことがあります。

## 問39 | 公害保健福祉事業

公害保健福祉事業とはどのような事業ですか。

答

公害健康被害を受けた方は、損なわれた健康を回復させることが重要です。このため、健康を回復させ、回復した健康を保持増進するために次の公害保健福祉事業を行っています。

### 1 リハビリテーション事業

- 呼吸教室
- ウェルネスプール・ジム教室

### 2 家庭療養指導事業

- 保健師による家庭訪問指導

### 3 予防接種費用助成事業(下記に係るもの)

- インフルエンザ
- 新型コロナウイルス感染症

## 問40 | 公害保健福祉事業

リハビリテーション事業とはなんですか。

答

機能回復訓練のため、運動療法を行ったり、療養に関する知識普及のための講座を開催します。

### 1 呼吸教室

被認定者とその家族の方に、ぜん息発作時の呼吸法や、医師による治療に関する講話など、療養生活上必要な知識の普及を行います。

### 2 ウエルネスプール・ジム教室

被認定者の健康の回復、保持及び増進を図るために、プールもしくはフィットネスジムのどちらか一方の回数券を配布しています。

毎年、開催前に通知をお送りしておりますので、是非、積極的にご参加ください。

## 問41 | 公害保健福祉事業

家庭療養指導とはなんですか。

答

保健師や家庭療養指導員が、被認定者の方の家庭を訪問して、日常生活などの実情に応じた療養指導を行います。

愛知県から遠方にお住まいの方は、電話による療養状況の聞き取りを行います。また数年に1回、実際の状況を把握するために家庭を訪問します。

## 問42 | 公害保健福祉事業

予防接種費用助成事業とはなんですか。

答

被認定者が支払った予防接種費用の自己負担分の助成を行うもので、助成対象は次のとおりです。

### 1 インフルエンザ

居住する市町村が実施するインフルエンザ定期予防接種を受け、自己負担を支払った方(被認定者全員が対象です)。

### 2 新型コロナウイルス感染症

65歳以上の被認定者のうち、居住する市町村が実施する新型コロナウイルス定期予防接種を受け、自己負担を支払った方(助成額には上限があります)

事業の実施について、毎年度 10 月頃に申請書類を送付しているので、該当の方は申請してください。記入方法など、ご不明な点がありましたら、水大気環境課にお問い合わせください。

## 問43 不服申立て

障害の程度(等級)の診査や補償給付の支給決定に不服がある場合には、どうしたらよいですか。

答 診査や支給決定の結果に納得できない場合は、処分を知った日から 3 か月以内に公害健康被害補償不服審査会(環境大臣の附属機関)に対する審査請求又は愛知県に対する再調査の請求をすることができます。

詳細については、処分についてお知らせする決定通知の文書に記載がありますので、ご確認ください。  
ご不明な点があれば水大気環境課へお問い合わせください。

## 問44 各種申請書・届出

申請書、届出などの用紙はどこでもらえますか。

答

各種申請書や届出用紙は、知多保健所及び水大気環境課にあります。なお、申請書、届出書は知多保健所へご提出ください。

申請・届出の必要事由	届出書等の名称	添付する主な書類
認定の更新	認定更新申請書	主治医診断報告書
障害補償費の請求	障害補償費請求書	主治医診断報告書 債権者登録申請書
障害の程度(等級)の診査	障害補償費診査書	主治医診断報告書
病状の悪化を理由に改定の請求を行う	障害補償費改定請求書	改定請求の理由書 主治医診断報告書
療養費の請求	療養費請求書	診療内容証明 領収書
認定疾病の治療の通院、 入院の手当の請求	療養手当請求書	
公害医療手帳を紛失、 記入欄がなくなった	公害医療手帳再交付申請書	
住所変更	住所氏名等変更届	住民票 公害医療手帳
氏名変更		戸籍謄本又は抄本 公害医療手帳
振込口座の変更		通帳の写し

申請・届出の必要事由	届出書等の名称	添付する主な書類
被認定者が死亡した	死亡届	死亡診断書の写し 公害医療手帳
被認定者が死亡し、遺族補償費、 遺族補償一時金、葬祭料を請求する	遺族補償費請求書 遺族補償一時金請求書 葬祭料請求書	戸籍謄本 住民票 所得証明書 年金の振込通知書 保険証の写し 葬儀の領収書の写し
認定疾病が治ゆした	認定疾病治ゆ届	公害医療手帳
認定の辞退	辞退届	公害医療手帳
他の旧指定地域から 旧指定地域に転入した	認定都道府県知事等変更届	公害医療手帳 住民票
被認定者が死亡し 未支給の補償給付がある	未支給の補償給付請求書	戸籍謄本 住民票
遺族補償費の受給要件がなくなった	遺族補償費不支給事由該当届	死亡診断書の写し
認定、給付等の知事の決定に不服がある	異議申立書	

## 記載例1 認定更新申請書

<b>認定更新用</b>				現在の手帳の有効期限を記入	
				整理番号 _____	
(認定年月日)					
<b>公害健康被害の補償等に関する法律に係る認定更新申請書</b>					
昭和 49年 9月 1日					
公害医療手帳の 記号番号	あ 0000	認定更新期間の満了する日			令和00年 1月 1日
被認定者 ふりがな 氏名	あいち たろう	男 ・ 女	大正 昭和	○ 年 ○月 ○日生 ○○歳	認定疾病の名称 慢性気管支炎(気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しう続発症) ( )
	愛知 太郎				
健康状態の概要	せき(無・有) たん(無・有) ぜん息発作(無・有) 息切れ(無・有) ぜん鳴(無・有)				
認定疾病について の療養の概況	最近1箇年の受診状況 ○通院 年月から 年月 ○入院 年月から 年月	○通院は1箇月平均 1~3日、4~14日 15日以上 ○年間で 日くらい通院			
社会保険等の種類	健康保険、日雇労働者健康保険、国家公務員共済組合、地方職員等共済組合、 国民健康保険(東海市、組合)、生活保護(後期高齢者医療保険) その他の( )	保険証の 記号番号 (記号) ○○○○ (番号) ○○○○		本人 家族	
公害健康被害の補償等に関する法律第8条第1項の認定の更新を受けたいので、必要書類を添えて申請します。					
令和00年 00月 00日	申請者	[ ] [ ] [ ] [ ]			
愛知県知事 殿	氏名 愛知 太郎	[ ] [ ] [ ] [ ]			
保健所へ提出する日を記入					

## 記載例 2 障害補償費診査用

障害補償費・診査用				整理番号		
公害健康被害の補償等に関する法律に係る障害補償費診査書						
公害医療手帳の記号番号	あ 0000	男・女	大正 昭和	〇〇年〇月〇日生	満	〇〇歳
ふりがな	あいち たろう	労働又は日常生活における制限の概要		労働・日常生活に 1. 支障あり 2. やや支障あり 3. ほぼ正常		
氏名	愛知 太郎					
認定疾病的名称	気管支ぜん息	住所 東海市△△町1丁目〇〇		国地号		
令和〇〇年〇〇月〇〇日				氏名 愛知 太郎		
				電話 0562-〇〇-〇〇〇〇		
				保健所へ提出する日を記入		

## 記載例3 療養手当請求書

## 療養手当請求書

認定番号	あ〇〇〇〇		
氏名	愛知 太郎 アイチ タロウ	電話	0562-〇〇-〇〇〇〇
住所	東海市△△町1丁目〇〇		
生年月日		性別	認定疾病の名称
昭和49年9月1日		1 男 2 女	01 気管支ぜん息 02 慢性気管支炎 03 ぜん息性気管支炎 04 肺気しゅ
治療を受けた日数	令和〇〇年〇〇月		
	1 入院 日 2 入院外 4 日		
治療を受けた 医療機関の名称 及びその所在地	〇〇〇〇クリニック 東海市〇〇町123 △△病院 名古屋市南区口口町456		

認定疾病以外で入院した際に、認定疾病の治療を受けた場合は入院外に記入

治療を受けたすべての医療機関名と所在地を記入

公害健康被害の補償等に関する法律第40条第1項の規定による療養手当の支給を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日	(被認定者との関係 本人)
請求者住所 東海市△△町1丁目〇〇	保健所へ提出する日を記入
氏名 愛知 太郎	押印は不要
愛知県知事殿	

決定	療養実日数			療養手当支給額		
	令和 年 月	1. 入院 日	2. 入院外 日	円	0	0

注1. 太わく内は記入しないでください。

## 公害健康被害補償制度に関する問い合わせ先

### 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 大気調査・補償グループ(県庁)

所在地	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎6階
電話	052-954-6216 (ダイヤルイン)

### 愛知県知多保健所健康支援課 公害保健担当

所在地	〒478-0001 知多市八幡字荒古後88-2
電話	0562-32-6214 (ダイヤルイン)

このようなときは…	県庁	知多保健所
認定更新の手続きに関すること		○
障害等級診査の手続きに関すること		○
被認定者が亡くなった際の手続きに関すること		○
届出情報の変更に関すること(住所、口座情報など)		○
医学的検査に関すること		○
日頃の療養に関する相談		○
療養の給付・療養費に関すること	○	○
療養手当に関すること	○	○
障害補償費の支給に関すること	○	
公害保健福祉事業(リハビリテーション・家庭療養指導)に関すること		○
公害保健福祉事業(予防接種費用助成制度)に関すること	○	
不服申立てに関すること	○	
その他公害健康被害の補償等に関する法律に関する不明点	○	○

その疑問、解決します！Q&A

## 公害健康被害の補償等に関する法律の手引き書

---

令和7年11月30日発行

発行 愛知県環境局環境政策部水大気環境課

所在地 〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6216(ダイヤルイン)

---

